

診療情報提供(カルテ開示) 手続のご案内



◇ 申出ができる方

診療情報の提供について申出ることができるのは 原則として患者さん本人 としますが,次の2.3に掲げる方は,申出者となることができます。	
1 患者さんご本人	
2 患者さんご本人以外の方	・ 患者さんに法定代理人がいる場合には、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者の方については、疾病の内容によっては患者さんご本人のみの請求を認めることができます。 ・ 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人 ・ 患者さんご本人から代理権を与えられたご親族及びこれに準ずる方 ・ 患者さんが成人で判断能力に疑義がある場合は、現実には患者さんのお世話をしているご親族及びこれに準ずる方
3 患者さんのご遺族の方	※ ご遺族の範囲：患者さんの配偶者、子、父母及びこれに準ずる方（これらの方に法定代理人がいる場合の法定代理人を含みます。）

◇ 申出に必要なもの

1 患者さんご本人	① 診療情報提供申出書（ご本人用）（第1号様式） ② 本人確認書類（運転免許証、パスポート又は健康保険証等のいずれかの写し） ※当院受診時と氏名が異なる場合は、旧姓等の確認できる書類（戸籍等） 公的機関が発行するものについては、発行日から3カ月以内のもの。
2 患者さんご本人以外の方	① 診療情報提供申出書（ご本人以外用）（第2号様式） ② 申出者の本人確認書類（運転免許証、パスポート又は健康保険証等のいずれかの写し） ③ 患者さんと申出者の関係を確認できるもの（戸籍、続柄が記載された住民票等） ※ 公的機関が発行するものについては、発行日から3カ月以内のもの。 ④患者さんご本人の委任状（第3号様式）※委任日から3か月以内のもの。 ⑤申出者が弁護士の場合は、法律事務所の名称および所在地等の記載のある日本弁護士連合会発行の身分証明書等の写し
3 患者さんのご遺族の方	① 診療情報提供申出書（ご本人以外用）（第2号様式） ② 申出者の本人確認書類（運転免許証、パスポート又は健康保険証等のいずれかの写し） ③ 患者さんと申出者の関係を確認できるもの（戸籍、続柄が記載された住民票等） ④ 患者さんが亡くなられたことが確認できるもの（死亡診断書写し、戸籍(除籍)） 当院で亡くなられている場合は不要です。 ※ ③及び④の確認できるもので公的機関が発行するものについては、発行日から3カ月以内のもの。
4 患者さんの法定代理人もしくは任意後見人の方	① 診療情報提供申出書（ご本人以外用）（第2号様式） ② 申出者の本人確認書類（運転免許証、パスポート又は健康保険証等のいずれかの写し） ※代理人が弁護士である場合は、法律事務所の名称及び所在地等の記載のある日本弁護士連合会発行の身分証明書等の写し。 ※ 公的機関が発行するものについては、発行日から3カ月以内のもの。 ③法定代理人もしくは任意後見人であることを証明する書類 ※患者さん本人以外の方が法定代理人もしくは任意後見人であり、その方の代理人である場合は法定代理人もしくは任意後見人からの委任状（第4号様式）委任日から3か月以内のもの。

◇ 費用

- ・ 閲覧のみの場合
- ・ 交付の場合

無料

① 診療録（カルテ）の写し (紙媒体での提供)	コピー（A3判まで）		
	単色刷り	1面につき	10円
	多色刷り	1面につき	50円
② 画像情報の写し (光ディスクでの提供)	CD-R	1枚につき	90円
	DVD-R	1枚につき	120円

※画像の容量によって自動でCD-R、DVD-Rに振り分けられるため光ディスクの指定はできかねます。

◇ 手続の流れ

1	【病院窓口で受付】	入退院窓口（1階）までお越しください。 ご来院できない場合は、郵送による受付も可能です。
2	【申出書等の提出】	申出に必要な書類を揃えてご提出ください。
3	【審査・決定】	原則、申出書等を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に審査の上、診療情報提供の決定を行います。
4	【連絡】	診療情報提供の準備ができましたら電話でご連絡します。交付をご希望の場合は、合わせて費用もお知らせします。カルテの写しを郵送で受け取り希望の方には請求書を申出書記載の住所に送付します。 ※ ご来院いただける場合は、ご都合の良い日時をお伝えいただき、ご来院ください。 ※ カルテの写しの交付を希望し郵送での受取希望の方は、診療情報提供にかかる費用を前納後郵送いたします。この際の振込手数料、カルテの送料は申出者にご負担いただきます。
5	【診療情報提供】	閲覧又は交付となります。申出者様へ提供いたします。

◇ その他

診療情報提供決定通知日から6カ月を過ぎて閲覧、交付に来られない場合は準備した診療録（カルテ）を破棄することがあります。期限を過ぎてから診療録（カルテ）の閲覧、交付を希望される場合は再度申込手続きが必要です。しかし、別に期限の延長の申出があった場合はこの限りではありません。

※診療情報提供にかかる受付、提供（交付・閲覧）、問い合わせ等 受付時間：平日の9時～17時まで

◇ よくあるお問い合わせについて

Q、申出者が患者本人である場合、受け取り時も患者本人の来院が必要ですか？

A、申出者への交付となりますので、お渡し時は申出者の来院が必要です。申出者の同意があれば同席は可能です。

Q、関係性を示す公的な書類が6ヶ月以上前の古いものしかないが、受け付けてもらえますか？

A、直近の関係性の確認が必要なため、交付日から3ヶ月以内のものを提出いただいています。

Q、主治医にカルテ開示をしたことを知られたくない。

A、開示対象となる診療記録を作成した医師に通知することになっています。何卒ご了承の程お願い申し上げます。

Q、郵送での受け取りを希望していたけれど、来院での受け取りに変更したい。

A、開示カルテ代金を振り込む前にご連絡いただいた場合は変更できます。また、来院から郵送での受け取りに変更することもできますが、請求書を送付し、入金確認後に郵送することになりますので、2週間程度日数がかかります。

Q、他の病院から大阪市内十三市民病院に送付された診療情報提供書(紹介状)の開示をして欲しい。

A、まず作成元（紹介元）の医療機関・施設にご相談ください。当院からの開示を希望された場合でも、作成元（紹介元）の医療機関・施設に開示の申し出があった旨を通知させていただきます。

なお、提供の可否については作成元（紹介元）の医療機関・施設の判断となります。

Q、電子カルテの修正履歴とはなんですか？

A、電子カルテは、カルテ記載について修正（削除を含む）した際に、その履歴が残る仕組みになっています。

修正履歴「要」を希望された場合は、修正前と修正後の両方を印字したものを交付します。修正前の記載は訂正線（あいうえお）が引かれます。修正履歴「不要」と比べてカルテの枚数が多くなります。

修正履歴「不要」を希望された場合は、修正後の記載を印字したものを交付します。修正前の記載は印字されませんので、修正履歴「要」と比べてカルテの枚数は少なくなります。

Q、提供する診療情報の範囲を教えてください。

A、提供する診療情報の範囲は、診療を目的として医療従事者が作成、取得した、主に医師記録（カルテ）、検査記録、手術麻酔記録、看護記録、経過表、処方内容、画像診断記録、紹介状、説明同意書等です。希望される診療録の詳細につきましては、申出時にカルテ開示担当者にお尋ねください。